

大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程 163

最近改正 令和 8. 4. 1 規程 108

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第 34 条及び大阪公立大学医学部附属病院有期職務限定職員就業規則（以下「有期職務限定職員就業規則」という。）第 11 条の規定により準用される職務限定職員就業規則第 34 条の規定に基づき、職務限定職員（大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に規定する職務限定職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第 2 条に規定する職員及び公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第 2 条に定める教職員をいう。
- (2) (旧) 特定職員 (旧) 大阪市立大学特定職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (3) 有期雇用教職員 大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員就業規則及び公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (4) 無期雇用教職員 大阪公立大学医学部附属病院無期雇用職員就業規則の適用を受ける者及び公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (5) 職員勤務時間等規程 大阪公立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (6) (旧) 特定職員勤務時間等規程 (旧) 大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (7) 有期雇用職員勤務時間等規程 大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (8) 無期雇用職員勤務時間等規程 大阪公立大学医学部附属病院無期雇用の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (9) 特別養子縁組の監護期間中の子等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（以下「養子縁組里親」という。）に委託されている子及び児童福祉法第 6 条の 4 第 2 項に規定する

養育里親で養子縁組里親に準じる者に委託されている子をいう。

(10) 育児介護休業規程 大阪公立大学医学部附属病院職員の育児・介護休業等に関する規程をいう。

(法令との関係)

第3条 職務限定職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(日、週の定義)

第4条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0時に始まり翌0時に終わる24時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる7日間を指すものとする。

第2章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第5条 職務限定職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時45分

終業時刻 午後5時15分

2 前項の規定にかかわらず、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員の再雇用に関する規程（以下「職務限定職員再雇用規程」という。）第2条第3項に定めるパートタイム再雇用職務限定職員（以下「パートタイム再雇用職務限定職員」という。）の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内及び1週間当たり37時間30分を超えない範囲において、個人別に定める。

3 業務の都合その他やむを得ない事情により、前2項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

(休憩時間)

第6条 職務限定職員の休憩時間は、正午から午後0時45分までとする。

2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。

3 前2項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間以下のパートタイム再雇用職務限定職員について、業務上必要がある場合は、休憩を与えないことがある。

4 1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間（第1項の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

5 休日に勤務する場合は、1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

(出退勤の管理)

第7条 職務限定職員の出退勤の管理は、別に定める方法によるものとする。

(休日)

第8条 次に掲げる日は職務限定職員の休日とする。ただし、パートタイム再雇用職務限定職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（休日の振替）

第9条 休日の振替等については、職員勤務時間等規程第9条の規定を準用する。

第3章 勤務時間の特例

（一般の職務限定職員と異なる勤務時間）

第10条 別表第1に掲げる部署及び職種に該当する職務限定職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

- 2 業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。
- 3 業務上必要がある場合には、第1項の規定により定められた休日を、あらかじめ別の日に振り替えることがある。

（1ヶ月単位の変形労働時間制）

第11条 別表第2に掲げる部署及び職種に該当する職務限定職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

- 2 前項の適用にあたっては、同表「各勤務の割振の基本的な考え方」欄に定める考え方に従って、毎月1日から末日までの1月を平均し、週38時間45分を超えないように各勤務及び休日の割振（以下「勤務シフト」という。）を行う。
- 3 各月の勤務シフトは、前月の末日までに部局の長が作成し、当該職務限定職員に通知するものとする。
- 4 前2項に定めるほか、業務上必要と認める場合については、労基法第32条の2に定める協定により、1月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を第2章の規定とは異なる定めをすることがある。
- 5 業務の都合その他やむを得ない事情により、前4項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。
- 6 業務上必要がある場合には、第1項から第4項までの規定により割り振られた休日を、あらかじめ当該週の別の日に振り替えることがある。

（通常の勤務場所以外での勤務）

第 12 条 職務限定職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合の勤務時間の算定については、職員勤務時間等規程第 13 条の規定を準用する。

第 4 章 時間外、深夜、休日勤務

(時間外、休日の勤務)

第 13 条 職務限定職員の時間外、休日の勤務等については、職員勤務時間等規程第 15 条及び第 16 条の規定を準用する。

第 5 章 休暇

(休暇)

第 14 条 職務限定職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

(年次有給休暇)

第 15 条 年次有給休暇は、1 の年（次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める期間をいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は、1 の年において、20 日とする。

(1) 次号に掲げる職務限定職員以外の職務限定職員 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 職務限定職員となる前日に引き続く教職員、(旧) 特定職員、有期雇用教職員又は無期雇用教職員の期間がある職務限定職員 これらの期間（さらにその前に引き続く教職員、(旧) 特定職員、有期雇用教職員又は無期雇用教職員の期間がある場合は当該期間を含めた期間。）の始期において、本条、職員勤務時間等規程第 19 条、有期雇用職員勤務時間等規程第 22 条又は第 23 条、公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 20 条、公立大学法人大阪職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 15 条、(旧) 特定職員勤務時間等規程第 17 条、若しくは公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 22 条又は第 23 条により決定された期間

2 前項の規定にかかわらず、新たに職務限定職員となった者のその年における年次有給休暇の日数は、別表第 3 のとおりとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、育児短日数勤務をしている者の年次有給休暇の日数は、1 の年において、育児短日数勤務中の勤務形態に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 育児介護休業規程第 17 条第 1 号アの勤務形態 16 日

(2) 育児介護休業規程第 17 条第 1 号イの勤務形態 12 日

4 第 1 項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職務限定職員の年次有給休暇の日数は、別に定める。

(年次有給休暇の単位等)

第 16 条 職務限定職員の年次有給休暇の単位については、職員勤務時間等規程第 20 条から第 25 条までの規定を準用する。

(特別休暇)

第 17 条 職務限定職員の特別休暇については、職員勤務時間等規程第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。

(病気休暇)

第 18 条 職務限定職員の病気休暇については、職員勤務時間等規程第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。

第 6 章 職務専念義務の免除

(職務専念義務の免除)

第 19 条 職務限定職員の職務専念義務の免除については、職員勤務時間等規程第 32 条の規定を準用する。

第 7 章 母性健康管理

(妊産婦である職務限定職員の就業制限等)

第 20 条 妊産婦である職務限定職員の就業制限等については、職員勤務時間等規程第 8 章の規定を準用する。

附 則 (令和 3.5.31 規程 163 (令和 4.3.31 規程 501))

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(この規程の規定の一部の適用時期)

2 次の表に定めるとおり、この規程の規定（この規程の規定により準用される規定を含む。以下同じ。）の一部は、取扱い終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

(1) 職務限定職員及びフルタイム再雇用職務限定職員（職務限定職員再雇用規程第 2 条第 2 項に定めるフルタイム再雇用職務限定職員）

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 9 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 9 条	(旧)大阪市立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「旧職員勤務時間等規程」という。）第 8 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 16 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 20 条から第 25 条まで	旧職員勤務時間等規程第 22 条から第 27 条までを準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 17 条の規定により準用される職員勤務時間等	旧職員勤務時間等規程第 28 条から第 32 条までを準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

規程第 26 条から第 29 条まで		
第 18 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 30 条及び第 31 条	旧職員勤務時間等規程第 33 条及び第 34 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 32 条	「職務専念義務の免除」を「勤務しないことの承認」と読み替え、旧職員勤務時間等規程第 19 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(2) パートタイム再雇用職務限定職員（職務限定職員再雇用規程第 2 条第 3 項に定めるパートタイム再雇用職務限定職員）

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 9 条	短時間勤務職員勤務時間等規程第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 16 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 20 条から第 25 条まで	短時間勤務職員勤務時間等規程第 20 条から第 26 条までの規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 17 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 26 条から第 29 条まで	短時間勤務職員勤務時間等規程第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 30 条及び第 31 条	短時間勤務職員勤務時間等規程第 31 条及び第 32 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される職員勤務時間等規程第 32 条	「職務専念義務の免除」を「勤務しないことの承認」と読み替え、短時間勤務職員勤務時間等規程第 17 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

3 職務限定職員となる前に本法人の定めるこの規程以外の規程により与えられた次の各号に掲げる休暇等については、この規程の相当する規定により与えられた休暇等とみなす。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 特別休暇

- (3) 病気休暇
- (4) 職務専念義務の免除
- (5) 勤務しないことの承認

(令和4年3月31日以前に職務限定職員となった者の特例)

4 令和4年3月31日以前に職務限定職員となった者の第17条の規定により準用される職員勤務時間等規程第26条第1項第32号による特別休暇については、職員勤務時間等規程附則第7項の規定を準用する。

附 則 (令和4.3.31 規程501)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員等から職務限定職員となる者の特例)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の各号に掲げる規程のいずれかが適用されていた者がこの規程の施行日に職務限定職員となった場合の年次有給休暇にかかる1の年は、第15条第1項の規定にかかわらず、これらの規程により決定された期間とする。

- (1) 大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- (2) 大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

附 則 (令和5.4.30 規程170)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則 (令和6.3.22 規程53)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8.4.1 規程108)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

部署	職種	勤務区分	勤務時間		休憩時間		休日	各勤務の割振の基本的な考え方
			始業	終業	(開始)	(終了)		
眼科	視能訓練士		8:30	17:00	45分	(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	
中央臨床検査部 病理部 輸血部 医療安全センター（感染制御部）	臨床検査技師	A	8:30	17:00	45分	(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	
		B	8:45	17:15	45分	(適宜)		
		C	8:00	16:30	45分	(適宜)		
		D	10:30	19:00	45分	(適宜)		

中央臨床検査部	看護師	A	8:00~16:30	45分(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	
		B	8:30~17:00			
		C	7:45~16:15			
中央放射線部	診療放射線技師	A	8:30~17:00	45分(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	
		B	8:45~17:15			
医療機器部	臨床工学技士		8:30~17:00	45分(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	
患者総合支援センター	看護師 医療ソーシャルワーカー	A	9:00~17:30	45分(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	月に数回程度B勤務となることがある。
		B	10:00~18:30	45分(適宜)		
患者総合支援センター	患者支援事務	A	8:15~16:45	45分(適宜)	土、日、祝日及び年末年始	
		B	8:45~17:15	45分(適宜)		
		C	10:45~19:15	45分(適宜)		
		D	8:30~17:00	45分(適宜)		

別表第2

部署	職種	勤務区分	勤務時間		休憩時間		休日	各勤務の割振の基本的な考え方
			始業	終業	(開始)	(終了)		
看護部	保育士	A	8:00	16:30	45分(適宜)		1週につき1日の休日、4週につき4日の休日及び祝日、年末年始相当分	概ねA勤:B勤が1:1
		B	11:30	20:00				
先端予防医療部	臨床検査技師	A	8:00	16:30	45分(適宜)		1週につき1日の休日、4週につき4日の休日及び祝日、年末年始相当分	
		B	8:30	17:00	45分(適宜)			
先端予防医療部	診療放射線技師		8:30	17:00	45分(適宜)		1週につき1日の休日、4週につき4日の休日及び祝日、年末年始相当分	
先端予防医療部	看護師	A	8:00	16:30	45分(適宜)		1週につき1日の休日、4週につき4日の休日及び祝日、年末年始相当分	
		B	8:15	16:45	45分(適宜)			
		C	8:30	17:00	45分(適宜)			

別表第 3

新たに職務限定職員となった 日の属する月	日数
1 月	20 日
2 月	18 日
3 月	17 日
4 月	15 日
5 月	13 日
6 月	12 日
7 月	10 日
8 月	8 日
9 月	7 日
10 月	5 日
11 月	3 日
12 月	2 日